

立正大学社会福祉研究所客員研究員の申請及び受け入れ要件（覚書）

令和4年4月1日

立正大学社会福祉研究所客員研究員については、本学規定「立正大学社会福祉研究所規定（平成9年6月30日規定第193号）」及び「立正大学客員研究員規定（昭和56年4月1日規定第99号）」に基づき運用されているが、本研究所としての客員研究員の申請及び受け入れ基準が不明確であったことから、以下のとおり定め、覚書とする。

1. 客員研究員の申請及び受け入れの要件は次のとおりである。

- ① 立正大学社会福祉研究所客員研究員を申請する要件は「立正大学社会福祉研究所規定」第3条（目的）に基づき研究所員が自らの研究を進めるために学外の研究者の協力を必要とする場合であり、日本学術振興会による科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金／科学研究費補助金）によるもの、または公的機関の助成・委託、さらに学術団体・学会等の助成・委託、本学の助成による研究等の公益性のある研究を実施するにあたり、当該申請者を客員研究員とすることによって、その研究の一層の発展が見込まれる合理的理由がある場合であり、それらの研究計画申請段階から申請できるものとする。但し、いずれの研究助成も採用されない場合は、客員研究員の資格は失うこととする。
- ② 研究所長が必要と判断する場合

2. その他

客員研究員の資格、申請・採否、受け入れ期間、待遇、遵守事項等は本学規定「立正大学社会福祉研究所規定（平成9年6月30日規定第193号）」及び「立正大学客員研究員規定（昭和56年4月1日規定第99号）」による。その他必要な事項は研究所長が定めるものとする。

附 則 この覚え書きは令和4年4月1日から施行する。

以上